

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年10月から同年12月までの期間及び21年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月から同年8月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成20年10月から同年12月までの期間及び21年2月から同年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額の記録を34万円、申立期間③に係る標準賞与額の記録を18万円、申立期間④に係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から④までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日から21年9月1日まで
② 平成19年7月13日
③ 平成19年9月29日
④ 平成19年12月11日

申立期間①に係る給与から控除されている厚生年金保険料が、国（厚生労働省）の記録どおりであるかどうか、調査してほしい。また、申立期間②から④までについて、賞与が支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便の記録から漏れているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成20年10月から同年12月までの期間及び21年2月から同年8月まで期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額の記録から、20年10月から同年12月までの期間及び21年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月から同年8月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って実際の給与額より低い報酬月額を届け出た旨を回答していることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年12月から20年9月までの期間及び21年1月については、申立人から提出された給与明細書及び前述の源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額又はこれより低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から④までについては、A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人に対し、平成19年7月13日、同年9月29日及び同年12月11日に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までの標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額又は賞与額から、申立期間②は34万円、申立期間③は18万円、申立期間④は50万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していない可能性がある旨を回答している上、事業主が従業員に対し賞与の支給を行っていた旨を回答しているにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年9月は2万8,000円、同年10月及び同年11月は3万円、同年12月は3万3,000円、40年1月から同年3月までは3万円、同年4月から同年7月までは3万3,000円、同年8月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月21日から40年9月21日まで
厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

昭和36年にB社に入社し、39年8月頃に関連会社のA社へ移籍し、40年9月20日に退職するまで継続して同社に勤務した。転勤はあったが、途中で一旦退職したことは無いので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令及び給与明細書並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、一部期間に係る給与明細書には、厚生年金保険料を控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和39年9月は2万8,000円、同年10月及び同年11月は3万円、同年12月は3万3,000円、40年3月は3万円、同年8月は3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和40年1月、同年2月及び同年4月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を保管していないが、前後の期間の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から判断して、同年1月及び同年2月は3万円、同年4月から同年7月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から57年4月まで

申立期間は婚姻期間中であり、子供が幼く、外で働くことができないので生活のことを考え、A市役所に出向いて国民年金保険料の支払を止めてもらった記憶がある。平成に入り、生活が安定してきたので未納となっていた国民年金保険料を払おうと思い、B社会保険事務所(当時)に出向き納付の手続を行った。追納を終えた時に、同社会保険事務所の担当者から「もう未納金はありません。」と言われた。もし、いまだに未納金があるならば、その時に全て納付しているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「生活が苦しかったので、申立期間の国民年金保険料について免除申請を行った。平成に入り、生活が安定してきたので免除となった保険料を追納した。追納を終えた時、社会保険事務所の担当者から未納金は無いと言われた。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間は婚姻期間中であり、元夫は申立期間のうち、昭和57年1月を除いて、厚生年金保険の被保険者であったことから、当該期間は、国民年金の強制加入期間とはならないため、制度上、国民年金保険料を免除申請することができない期間である。

また、申立人は、「生活のことを考え、国民年金保険料の支払を止めてもらった記憶がある。」とも供述しているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和56年7月29日に国民年金の被保険者資格を喪失し、次に同資格を取得したのは59年3月21日と記録されており、申立期間は未加入期間であることが確認できることから、申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続が行われたものと考えても不自然ではない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間後の昭和59年4月から同年8月までの期間及び同年11月から平成2年3月までの期間については、国民年

金保険料の免除申請が行われており、昭和 59 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、保険料が追納され（追納時期は不明）、61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間については、加算保険料が 3 年 12 月から 5 年 3 月までの期間に追納されていることが確認できることから、申立人の「国民年金保険料の免除申請を行い、平成に入り、生活が安定してきたので保険料を追納した。」とする記憶は、この時期の保険料に係る記憶と考えられ、社会保険事務所の担当者は国民年金加入期間の保険料が全て納付されたことから、未納金は無い旨の発言を行ったものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。